

制度利用に必須な、「特例承継計画」も解説！

徹底解説！事業承継税制セミナー

事業承継で大きな課題となるのが「後継者への株式の移転」です。

平成30年度税制改正では、株式の取得に伴う税負担を大幅に軽減する**事業承継税制の要件等が“期間限定”で大幅に緩和され、中小企業にとって活用しやすい税制**となりました。事業承継を考えている経営者にとって、まさに“千載一遇のチャンス”と言えるでしょう。

本セミナーでは**中小企業庁で事業承継関連施策にも携わった講師**から、改正のポイントや実務で注意すべき点などを、**制度利用に必要な「特例承継計画」**も含めて、**わかりやすく解説**いたします。

－ 開催概要 －

日時： **9月5日(水) 14:00～15:30**

※終了後に、個別相談会を実施します。(～16:30、事前申込制・先着順)

会場：コンファレンススクエアM+ 10F 会議室「グランド」 定員：70名(無料・先着順)
(千代田区丸の内2-5-2 三菱ビル10F)

内容：事業承継税制改正のポイント、「特例承継計画」策定について等

講師：ベイス法律事務所 代表/弁護士 **伊藤 良太** 氏



【講師プロフィール】

平成22年早稲田大学大学院法務研究科修了。同年司法試験に合格。
平成23年最高裁判所司法研修所修了。平成24年に弁護士登録し、ベンチャー企業法務、契約・M&A・事業承継案件等に従事。その後、平成27年に経済産業省中小企業庁事業環境部財務課(課長補佐)に採用され、事業承継関連施策を担当。事業承継ガイドライン執筆、事業承継税制(平成29年度税制改正)の立案・執行、事業承継補助金をはじめとする予算事業等に従事。

平成30年度事業承継税制改正のここがポイント★

- 自社株式の承継に係る税負担を実質ゼロに！
- 雇用維持要件(雇用5年平均8割)が実質撤廃
- 先代以外の株主からの贈与・相続も対象に！
- 複数後継者の対象化(1人から3人までに！)

※その他、制度の利用には一定の要件があります。詳しくは本セミナーで解説！

利用するには5年以内に『特例承継計画書』を提出する必要があります！

事業承継税制・特例承認計画に関する個別相談会を終了後に実施します。
(事前申込制・先着順)※お一人様5分～10分程度。多少お待ちいただく場合がございます。



問合せ先：中小企業部 霜島・浦嶋 TEL:03-3283-7724

事業承継税制セミナー 申込書

※参加券は発行いたしません、当日受付にて本申込書をご提示ください。
※定員となり、ご参加いただけない場合のみ事務局よりご連絡いたします。

東京商工会議所 中小企業部 行 本申込書によりFAX(03-3283-7235)または
東商ウェブサイト イベントカレンダー(イベント番号:87182)にてお申込みください。

会社名				会員	・	非会員
役職	氏名			個別相談	申込み	・ 申込みない
住所				TEL		
E-mail		業種		FAX		

ご記入いただいた情報は当講演会の運営・管理・参加者名簿の作成、および入会のご案内や今後の情報提供に使用致します。
今後FAX案内を希望されない場合には、上記にFAX番号を記入、右欄に☑のうえ本紙をFAXにて返信願います。

□今後案内は不要